

第56号議案

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10</u>年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5</u>年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 要綱

1 改正の趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

家庭的保育事業者等が連携協力を行うべき施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保に関する経過措置の期限を更に5年間延長する。（附則第3条関係）

3 施行期日

公布の日